# 少年非行の概要(2017年 犯罪白書2018年版より)

2019年1月26日作成

# 1 少年刑法犯等の検挙人員

少年非行1の大部分は刑法に触れる行為をした場合である。そこで、少年非行の全体的な推移をみるた めに、少年による刑法犯等の検挙人員をまとめた図1をみよう。

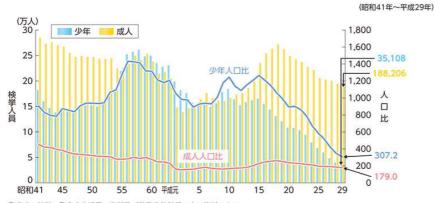
|図 1 | (犯罪白書 2018 年版 3-1-1-1 図) 少年刑法犯の検挙人員・人口比

# ▶ 3-1-1-1図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

#### ① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



### ② 刑法犯



- 注 1 警察庁の統計,警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
  - 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。

  - 触法少年の補導人員を含む。 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。

  - 6 ②において、平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

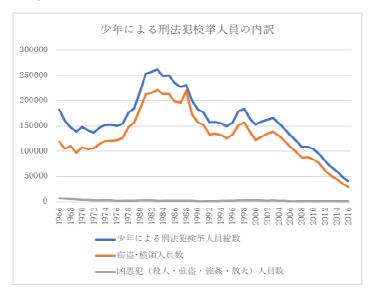
### 少年による刑法犯検挙人員の内訳

・・少年非行の大部分は窃盗・横領・・少年非行の増減はその検挙人員で左右される

<sup>1 「</sup>非行」という概念は少年法3条の対象である「犯罪少年」「触法少年」「虞犯少年」を総称したもの。少年法は「犯罪」 といわず「非行」という。もっともこの資料は主に警察の統計であり、「虞犯」は入っていない。

# 図2 少年による刑法犯検挙人員の内訳

(暦年の犯罪白書より作成・・ただし 2015 年版まで「少年による一般刑法犯検挙人員」という表記で数値が出されていた)【※凶悪犯=殺人・強盗・強姦・放火(未遂含む) なお、犯罪白書 2018 年版より「強姦」が「強制性交等」に変わる】



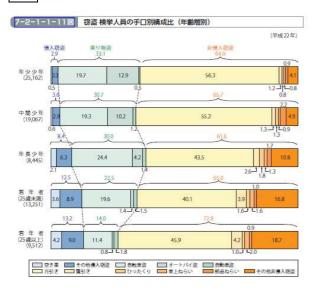
1966 年から 2017 年まで総数 100% 内、窃盗・横領人員 (1966 年 66. 3%➡2017 年 70. 5%) 内、凶悪犯 (1966 年 3. 8%➡2017 年 1. 5%)

総数 100%中、少年による刑法犯検挙人員に占める凶悪犯の割合は(1966 年 3.8%→2017 年 1.5%)である。 窃盗・横領(ほぼ占有離脱物横領)の割合は(1966 年 66.3%→2017 年 70.5%)である。

少年による刑法犯検挙人員は、窃盗・横領の検挙人員数の増減で左右される。

図3 (犯罪白書(2011年版7-2-1-1-11図)のように、窃盗犯の中心を占めているのは万引き・自転車盗・オートバイ盗。これらは警察官による街頭活動に大きく左右される。

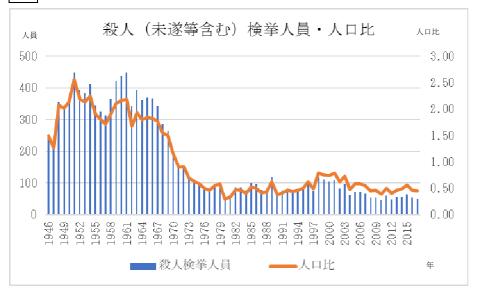
# 図3



人

### 凶悪化はあるのか

殺人(未遂等含む)の検挙人員(暦年の犯罪白書より作成)・・人口比は10歳以上の少年10万人当たりの数値



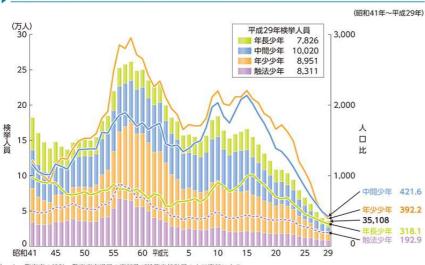
### 4 低年齢化はあるのか

# (1) 刑法犯検挙人員の年齢別人口比の推移

図5のように、年少少年(14歳と15歳)は以前より下がっているし、触法少年(14歳未満)も同様で ある。なお、下記図7、表1も参照のこと

図 5 (犯罪白書 2018 年版 3-1-1-2 図)

▶ 3-1-1-2図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移(年齢層別)



- 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
  - 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。

  - 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙(補導)人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳 以上14歳未満の人口である。

### (2) 非行のピーク

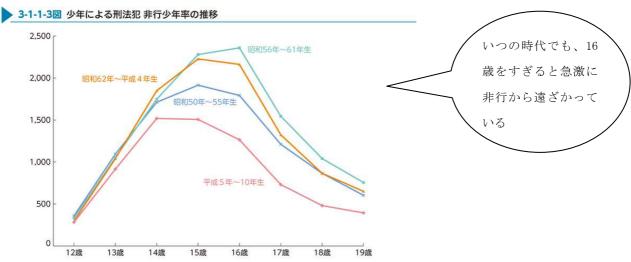
非行のピークは、以前は14歳だった。だが近年はそのピークがずれてきており、15、6歳がピークに なっていたが、最新データでは再び14歳(図6犯罪白書2018年版3-1-1-3図)がピークに。

1990年に入り、それまでトップだった中学生にかわり、高校生がトップに(犯罪白書 2018年版の3

 $-1-1-5 図 \cdot \cdot$  。その傾向は現在も同じだが、その後、中学生の増加、高校生の減少がみられ るが、依然高校生がトップ (表1 ただし、これらには触法少年が入っていない)

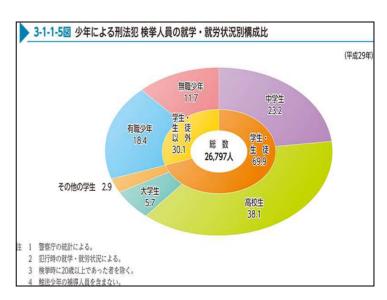
だが、いつの時代でも16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている(図6)。

# 図 6



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。 3 「非行少年率」は、各世代について、当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙(補導)人員をいい、平成14年から26年の検挙人員については、危険運転致死傷によるものを含む。

# 図 7



#### 表 1 少年による刑法犯検挙人員の就学就労状況別構成比 (暦年の犯罪白書より作成)

年	総数(人)	中学生(%)	高校生(%)	大学生(%)	その他の学	有職少年	無職少年
					生 (%)	(%)	(%)
2005	123, 715	27.8	43.3	4.6	3.4	9. 1	11. 9
2006	112, 817	27. 9	42.4	5. 2	3. 2	9.8	11. 6
2007	103, 224	29. 6	41.4	5. 2	2.8	10. 2	11. 0
2008	90, 966	31.0	39.8	5.0	2.5	10.7	11. 0
2009	90, 282	33. 2	38.6	4.8	2. 2	9. 2	11. 9
2010	84, 846	32.8	39. 5	4.9	2.3	9. 1	11. 4
2011	77, 696	33. 1	39.0	4. 7	2.3	9.5	11. 4
2012	65, 448	31.9	38. 4	4. 7	2.5	11. 1	11. 3
2013	56, 469	32. 7	37. 2	4. 2	2.3	12.3	11. 2
2014	46, 361	31.8	36. 6	4.3	2.7	14. 1	10. 5

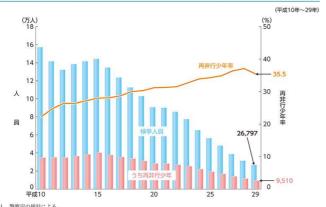
	2015	38, 921	28. 1	37. 7	4. 9	2. 5	15. 9	10. 9
ĺ	2016	31, 516	25. 3	37.8	5. 3	2.8	17. 5	11. 2
ĺ	2017	26, 792	23. 2	38. 1	5. 7	2.9	18. 4	11.7

<sup>\*</sup>この表には触法少年が入っていないので、触法少年を加えると中学生の非行はもっと多い。

### 5 再非行少年率は?

図8 犯罪白書 2018 年版 5-1-5-1 図より





- 注 1 響察庁の統計による。 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。 3 「再非行少年」は、前に道路交通法建反を除く非行により検挙(補導)されたことがあり、再び検挙された少年をいう。 4 「両身行少年期」は、少年の刑法投除業人員に占める両非行少年の人員の比率をいう。

- 注 1 警察庁の統計による。
  - 年齢は犯行時であり、また、検挙時に20歳以上であったものを除く。
  - 3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
- 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙(補導) されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
- 5 「再非行少年率」は、少年の一般刑法犯における検挙人員に占める再非 行少年の人員の比率をいう。

再非行少年率とは検挙人員に占める再非行少年の人員の比率

・・昨今「少年の再犯率が高くなっている」とセンセーショナルに報道されることがあるが、少年全体の犯 率が高くなったのではない。図8のように検挙される少年の人員が全体に減少しており、そのなかで再非行 の少年の占める比率が増えているだけでことである。